

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会

第7回 制度改革評価小委員会

平成18年3月23日

【片山電力市場整備課長】 それでは、定刻より若干早いですが、委員の皆様方おそらいでございますので、ただいまから第7回の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会を開催させていただきます。

本日は、皆様、ご多用中のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、個別制度改革に関する評価について、委員の皆様にご審議いただきたいと思ひます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。お手元には、資料1から6、それから参考資料1として、電力系統利用協議会からの提出資料。参考資料2といたしまして、日本卸電力取引所からの提出資料となっております。

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、ここからの議事進行は金本委員長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

【金本委員長】 それでは、早速でございますが、議事を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

なお、横山委員は、所用により本日ご欠席と伺っております。

今日は、大枠3つのテーマがございまして、それぞれ別々にご説明いただいて、ご議論いただくということで、時間の配分のご協力をよろしくお願ひいたします。最後の方が時間がなくて怒られると困るという、そんな感じでございます。

まず、託送制度、行為規制について、事務局からご説明いただいて審議をいただく。その後、電力系統利用協議会からプレゼンテーションしていただいて審議いただく。その後、最後に卸電力取引所からプレゼンテーションいただいてご審議をいただくということにさせていただきます。

まず、事務局から、託送制度、行為規制について、ご説明をお願いいたします。

【片山電力市場整備課長】 それでは、お手元の資料3「託送制度について」という資料をごらんいただければと思ひます。

1枚めくっていただきますと、大きく2つの項目、振替供給料金制度の廃止、それから

新しいインバランス料金制度と、大きく2つの事項についてご審議をいただければと思います。

まず3ページ、振替供給料金制度の廃止でございますが、俗にパンケーキの廃止と言われているものでございます。皆様方、もうご承知のとおりだと思いますが、簡単に振り返らせていただきますと、パンケーキの廃止というのは、実質的な需要家選択肢の拡大及び効率的な電源の有効活用を図るために、広域的な電力流通を活性化する方策を講じるという政策的な要請のもとに、供給区域をまたぐごとに課金される方式を廃止をして、系統利用料金に一本化をしたということでございます。

具体的には、従来の振替供給料金相当額につきましては、あらかじめ定めたルールに基づいて事業者間で必要な精算を行う。

それから、振替ロス分の発電量の調整は需要地の電力会社が行うというのが制度変更の中身でございます。

1枚めくっていただきまして4ページでございますが、このパンケーキの廃止によって、広域流通が活性化をされますと、上のほうでいきますと、効率的な電源の有効活用、それから競争環境の整備に伴う経営効率化というルートから、料金の引き下げという効果が得られる。

他方で、下のほうでございますが、振替ロスの増加、あるいは電源の遠隔地立地に伴う送電線建設といった流通コストの増加要因、この2つの要因が需要家負担に対してどういうふうに影響していくのかというのが今回の検証の大きな枠組みでございます。

5ページでございますが、このパンケーキの廃止によりまして、連系線利用量が全体がどうなったのかということグラフで示しております。

これで見ますと、連系線利用量、総量はおおむね70から100億kWhで推移をしております、制度変更後も大きな変化はない。部分的に赤のところ、PPSによる連系線利用量というところが増えてはおりますが、マージナルな変化ということで、大宗を占める、おそらく一般電気事業者さんの融通というのが多いと思いますけれども、そういったところは大きな変化が見られないということでございます。

次に6ページでございますが、そのPPSの連系線利用量の推移でございます。

これは明らかに17年4月にパンケーキが廃止されて以降、急速に増加をしているということございまして、右側のPPSの販売電力量の推移と見比べていただきますと、販売電力量の増加を大きく上回った連系線利用が拡大をしているということでございます。

地点別に見ますと、東北 - 東京エリアが一番利用量が多く、次が関西 - 中国エリア間、3番目が中部 - 関西エリア間ということになっているということでございます。

7ページに、全国の連系線利用実績の推移ということで、それぞれの連系線ごとに見た利用量が出ております。この中で赤字で書いてございますのがトータルの連系線利用量でございます。そこに吹き出しのようにグラフ化されているのが、そのうちPPSの利用量ということになっております。いずれの連系線で見ましても、大宗を占めるのは電力会社による利用ということでありまして、PPSの利用は増えておりますけれども、マージナルなものにとどまっているということではないかと思えます。

次のページ、8ページでございますが、このPPSの連系線利用をどのように利用しているのかというのをグラフで示しておりますけれども、連系線を1回跨ぐ振替供給というのが急速に増加をしております。16年度から17年度にかけて約2.5倍になっている。これに比べて、連系線を2回跨ぐ、あるいは3回跨ぐという供給につきましては、販売電力量の伸び程度にしか増加をしていないということが見てとれるのかと思えます。

次に9ページでございますが、これはスポット取引における連系線利用がどうなっているかということでございます。

パンケーキの廃止によりまして、全国大でのスポット取引がより活発に行われるようになったわけでございますが、全連系線利用に占めるスポット取引量は、量的にはまだ2%強という水準ではございますけれども上昇傾向にある。右側のグラフでございますけれども、スポット取引における連系線利用の割合は、平均で約140%、これはスポット取引1回当たり平均1.4回連系線を跨いでいるということが推定されるということでございます。スポット市場においても広域的な連系線利用が行われているといえるのではないかと思います。

次に10ページでございますが、これは遠隔地立地がパンケーキの廃止以後どうなっているかということでございます。

まず初めに、電力会社、一般電気事業者が区域外に電源をつくる場合につきましては、電源線という扱いになっておりますので、直接パンケーキの廃止が一般電気事業者の区域外への電源立地に影響を与えているというところはあまりないのではないかと思います。ここではPPSの電源の遠隔地立地について見ております。

まず初めに、制度改正後、17年4月以降、新たな立地計画の公表というのはあまりないのではないかと考えております。ここの表にありますのは、これは2月の効率化の評価

のときにもお出しした表でございますけれども、これで見ますと、現時点での立地計画というのは、東京エリア、あるいは関西エリアということで、大消費地の近接地が多いということが見てとれるのではないかと思います。

次に11ページでございます。これはパンケーキの廃止によりまして、規制需要家の負担がどういふふうに影響を受けているのかというのを見てとったものでございます。

冒頭申し上げましたように、パンケーキの廃止によりまして、振替供給が一般負担化されたわけでございます。この影響は、PPSが振替供給を行うというルートで影響してくると同時に、電力会社間の融通ということで影響してくるといふ2つのルートで影響が規制需要家に及ぶということでございます。

まず初めに、この下の四角のところをごらんいただければと思いますが、PPSの振替供給にかかる振替料金相当額及び振替ロス補給相当額については、一般負担化されることで規制需要家の負担額が増加をする。これは振替を利用したPPSの供給量が多い地域であるほど負担額の増加は大きくなるという関係にあるかと思っております。

一方で、電力会社間の融通にかかわります振替料金相当額及び振替ロス補給相当額の規制需要家への影響は、次の2つのケースがございます。

まず初めに、融通電力の受電量が送電量を上回る地域では、一般負担化によって規制需要家の負担が軽減されるということでございます。これはPPSのシェアが大きい地域であるほど負担額の減少は大きくなるという関係にございます。

他方で、融通電力の送電量が受電量を上回る地域では、一般負担化によって規制需要家の受益が軽減されるということでありまして、これはPPSのシェアが大きい地域であるほど負担額の増加は大きくなるという関係にございます。

以上のものを9つの電力会社ごとに比較をしたのが上の表でございます。これで見ただけですと、PPSの振替供給の影響が一番大きく出ているのが関西電力管内でございます。0.21銭/kWhでございます。これは円ではございませんで銭の単位でございます。銭/kWhと。次が東京電力管内、次が中部、それから中国という順番になっております。

他方で、電力会社間融通の影響でございますが、これは最も負担の軽減がなされているのが東京電力管内でございます。マイナス0.08銭/kWhということになっております。

以上を全部合計いたしますと、一番大きく影響の出ている関西電力管内でも0.17銭/

kWhという数字になっているというところでございます。

いずれにいたしましても、金額としては非常に小さいということが言えるかと思えます。したがって、現時点において規制需要家への影響というのはほとんどないというレベルにあるのではないかと考えられます。

他方で、冒頭のどういう経路でパンケーキ廃止が影響していくかという図で申し上げましたが、純粋にパンケーキの影響だけを抜き出すことは難しいのでございますが、参考として括弧内でございますように、この4月から電力会社4社が料金の値下げということをお届け出られておられまして、こういったことから行きますと、パンケーキ廃止等々を含めた効率化の効果というのが、こういう規制需要家での負担増という効果を今の時点では上回っているということが見てとれるのではないかとこのように考えます。

以上の説明をまとめましたものが12ページでございます。

昨年4月のパンケーキ廃止以降、PPSの連系線利用量は、販売電力量の増加率以上の率で増加しているなど、広域流通が活発化をしている。

卸電力取引所のスポット市場においても、区域を跨いだ取引が活発に行われている。

なお、規制需要家負担の増加や遠隔地立地といった悪影響は、現在のところは生じていないと考えられるのではないかとこのようにございまして。

次に、インバランス料金制度でございます。

13ページでございますが、この4月からインバランス料金制度が新しい制度に移行したわけでございますけれども、その新しい制度のもとで、まずPPSのインバランスの発生状況がどういうふうになっているかということでございまして。

左側のグラフでございますが、インバランスの購入電力量は、15、16、17と増えております。他方で、右側のグラフを見ていただきますと、インバランスの支払額は減少しているということでございまして。発生したインバランスのほとんどは接続インバランスによるものでありまして、支払額の減少についても接続インバランスの支払額の減少が要因となっているということが見てとれるかと思えます。

一方で、振替インバランスは、接続と比較して量は小さいものの、制度変更後に支払額は増加をしているということが見てとれるかと思えます。

これを接続インバランス、振替インバランス、双方に分けてみたのが14ページ、15ページでございます。

まず、接続インバランスのほうでございますが、左側のグラフを見ていただきますと、

制度変更後、販売電力量あたりの接続インバランス購入電力量の割合に大きな変化は生じていないということがまず見てとれるかと思えます。

一方で、右側のグラフでございますが、電力販売額当たりの接続インバランス支払額の割合というのは急速に減少しております、特に17年度は16年度と比較して半減をしているということでございます。これはインバランス料金制度の変更に伴いまして、事故時バックアップの基本料金が廃止されたことが影響をしているということではないかと言えらるかと思えます。

次に、振替インバランスでございます。左側のグラフを見ていただきますと、PPSの販売電力量当たりの振替インバランス購入電力量の割合は、15、16、17と増加をしております。電力販売額当たりの振替インバランス支払額の割合も、16年度、17年度を比較いたしますと、約3倍に増加をしているということでございます。

この電力量の割合に対する支払額割合の大幅な増加は、振替インバランス料金制度の変更に伴いまして、変動範囲外インバランス料金の設定が接続と同様の水準まで引き上げられたことが影響をしているということではないかと思われま。

次の16ページでございますが、これはインバランスの実績支払単価を接続と振替それぞれで見ましたものでございます。制度の変更後、接続インバランスの単価は減少しているわけでございますが、振替インバランスは上昇しているということでございます。

平成17年度、新しい料金制度に移行後は、接続と振替が同じような料金体系に移行しているということでございまして、接続につきましては、第2変動範囲という新たな料金が設定されているわけでございますが、おそらく大部分のPPSさんはそれを選択されていないということではないかと思えますので、実態上、接続と振替は同じような料金体系にあるということでございます。そのもとで、振替インバランスの単価が接続のほぼ倍ということになっているということでございますので、ここから見てとれることは、接続供給と比較して振替供給に受ける変動範囲外インバランスの抑制がなかなか難しいところがあって、おそらく変動範囲外の高い料金を支払っている比率が高いということが言えるのではないかとございまして。

以上のことから、17ページで結論ということで書いてございますが、まずインバランス料金制度の変更後、PPSのインバランス購入電力量は増加をしているけれども、他方でインバランスの支払額自体は減少している。

発生したインバランスのほとんどは接続インバランスによるものであるため、接続イン

バランスの支払単価の減少がインバランス支払額の減少に大きく影響している。

一方で、振替インバランスは接続インバランスと比較して量は小さいものの、制度変更後、料金水準の引き上げとともに、実績支払単価が増加をしており、振替インバランス支払額を増加させる要因となっている。

今後、広域流通がさらに活性化され、PPSによる振替供給量が増加する場合には、振替インバランスがPPSの販売コストに与える影響が大きくなることが予想されるということから、この変動範囲外インバランスの抑制に関する措置を講じることが必要なのではないかということがいえるのではないかとまとめさせていただいております。

次のページ以降は、制度の説明等々、参考までに添付しておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料4、行為規制についてというものをごらんいただければと思います。

1ページめくっていただきまして、まず行為規制というものでございますが、これは大きく3つ、会計分離、情報の目的外利用の禁止、それから差別的取扱の禁止ということで、それぞれ電気事業法第24条の5、第24条の6に規定をされているということでございます。

1ページめくっていただきまして3ページでございますが、こういう電気事業法上の位置づけが与えられたことを受けて、これを的確に執行するために、まず初めに、会計分離関係で、今年の1月31日付で施行いたしているところでございますが、「電気事業託送供給等収支計算規則」の制定、我々、会計分離省令と呼んでおりますが、これを制定しているということでございます。

それから、「適正な電力取引についての指針」、それから「電力・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」、こういったものを新しい制度に合わせて改定をしているというところでございます。

さらに、電気事業分科会の中に市場監視小委員会を設置している。これで行為規制の実施を担保する国としての枠組みを整備をしたというところでございます。

1ページめくっていただきまして、その実施状況ということでございますが、まず今年度は一般電気事業者の託送供給業務に係りますいわゆる適正取引ガイドライン上の望ましい行為が実施されているかどうかということ任意で調査をいたしました。沖縄電力を除く9つの一般電気事業者にお伺いをして、現地調査を含め調査したところでございますが、おおむね的確に実施をされているというのが我々の調査の結論でございます。

簡単に参考資料3と4というところでご紹介をさせていただいておりますので、後で  
らんいただければと思います。

それから、行為規制にかかります紛争につきましては、今年の2月末までの間に、申し  
出としては1件だけございました。今後、ほかの案件も含め、市場監視小委員会に報告を  
する予定にしているというところがございます。

それから最後に、我々、電気事業法第105条に基づきまして監査を行っておりますが、  
この監査におきまして、平成18年度から行為規制の遵守状況、例えば、先ほど申しまし  
た会計分離省令に基づいてきちんとした会計分離が行われているかどうか等々、監査の中  
で調査をしていくということを考えております。

以上でございます。

【金本委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を受けまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

皆さんのが出る前に。

ちょっと数字の性質、この経済産業省アンケート調査というものがベースになっていま  
すが、これはどんなものでしたか。

【片山電力市場整備課長】 これは昨年の12月に行った調査でございまして、制度改革  
評価小委の資料の作成のために任意で一般電気事業者、それからPPSをお願いをして  
やったものでございます。PPSのカバレッジは、13社をカバーしているということで  
ございます。

【金本委員長】 こういうデータは、スポット的にアンケート調査をしなければ出ない  
という仕組みになっているのでしょうか。

【片山電力市場整備課長】 はい。まさしくそうでございまして、欧米のように定期的  
に事後チェックのためにレビューをして同じようなデータを集めるという仕組みがまだな  
いというところございまして、今回の制度改革評価小委員会用にやった特注品のアンケ  
ート調査でございます。

【金本委員長】 では、松村先生、どうぞ。

【松村委員】 3点あります。

資料3の17ページの最後、振替インバランスについて書かれているところですが、ここ  
に書かれているとおりのことが起こると思いますので、振替インバランスに関しては複数  
の電源を補完的に使うようなことがあり得ると思います。これに柔軟に対応できるような

措置を早急に検討していただきたい。

第2点目は、インバランス料金全体のことです。インバランス料金の体系を変えて、それを検証した結果、かなりうまくいっているのではないかという評価に関しては賛成いたします。しかし、前回指摘したことの繰り返しになりますが、これはアンシラリーサービス全体の体系がこれでうまくいっている、更にはこれからもうまくいくという証拠ではないという点です。今回の検証が、これからPPSのシェアが上がっていったときに、供給安定性の観点から今のアンシラリーサービスの体系がそもそも維持可能かというような、全体の検討が将来に渡って必要だという点と反する結果では決してないと思っています。今現在、改正したことはうまくいっているとしても、全体の体系の検討をぜひとも継続的にお願いしたい。

3番目の点はパンケーキのことです。今回検証したことはパンケーキを廃止したことが弊害をもたらしたか否かという点で、この調査の結論自体には賛成いたします。しかし、そもそもこの問題の背景にある考え方がひょっとして変なのではないかとちょっと懸念しているので、一応そうではないことを確認させて下さい。パンケーキを廃止した結果として考えられるメリットというのはここで書かれているとおりいっぱいある。デメリットとして考えられるものが、遠隔地の発電所の立地を促してしまうのではないかという懸念がある。調査の結果、そのようなことは現実に起こっていないという点はいいと思います。しかしそもそも仮に遠隔地立地の弊害が将来出てきたとして、そのときにパンケーキを廃止したのがよくなかったからパンケーキを復活させるという、こういう安直な発想というのか、パンケーキありかなしかということで遠隔地立地の問題を考えるという構図にすべきではないと思っています。

パンケーキという制度そのものは、連系線をまたぐたびに課金するというわけです。これは潮流だとか、混雑だとかというものを十分に考えないで機械的に課金する制度で、遠隔地立地の抑制という観点から見ても決してできのいい制度だったとは思えません。もし将来的に遠隔地立地の問題が非常に重要な問題になったとしても、それは単純なパンケーキの復活ということではなくて、もっと効率的に遠隔地立地を抑制する制度を新たに考える必要が出てくるということだと思います。

今回の調査では、遠隔地立地の弊害が出てこなかったということなので、新しい制度の検討を今すぐ始める必要はないのかもしれませんが、この調査の背景として、パンケーキは遠隔地立地の抑制に役に立っていて、この問題が深刻になったら復活させるべきだとい

う発想がもしあるとすると、それには賛成しかねるという点を指摘したいと思います。

以上です。

【金本委員長】 特に片山課長からありますでしょうか。

【片山電力市場整備課長】 弊害があれば旧来の制度に復するというよりも、むしろこの部分は電気事業法の改正のときに附帯決議がついておりましたし、分科会の報告書でも同じような文言があったと思うんですけれども、弊害があった場合には、直ちに今回とった措置について再検討するといったような趣旨だったかと思います。

したがって、それは旧来に戻るのか、委員ご指摘のような何かもう少し別のものを追求するのかというところがあらかじめ前置されているわけではなかったかと思います。要するに、廃止の弊害があった場合には、その廃止という措置自体をどう見直すのかということとを直ちに検討に着手しろといったような書きぶりだったかというふうに記憶しておりますので、じゃあ、それがどういうことがあり得るのかということとを別に今検討しているわけでもないものですからあれでございますが、そういう前提だったかと思います。

【松村委員】 はい。確認したかっただけです。ありがとうございました。

【金本委員長】 寺本さん、どうぞ。

【寺本事務局長】 済みません、今の松村先生のご質問に幾つかお答えしたいと思います。さらに私どもの意見も申し上げたいと思っています。

先ほど、インバランスの制度を柔軟化というお話がございました。私ども、この前にもご指摘いただいたのかと思いますが、1つは、連系線をまたぐ利用のときの契約につきまして、今、私ども、連系線管理の観点から、個々の電源ごとにご契約いただくという制度をとっているわけでございますし、また、きちんと計画値どおり発電していただくという意味から、インバランス料金をセットさせていただいているというところでございますけれども、1つ、系統利用の利便性を図る観点から、18年度中に振替契約につきまして、複数電源も可能なようなことができるかどうか、契約の単位の見直しということを検討していきたいと思っています。

そういう意味で、もし可能であれば少し利便性の向上は、実現するのかなと思っています。

それから、インバランス料金でございますけれども、将来的に体系の見直しというようなお話もありましたけれども、今のところ機能しておるといふふうに私どもも思っておりますので、今しばらくこのまま続けさせていただければというふうに考えておりますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

それから、パンケーキの解消の件でございますけれども、私ども、幾つかちょっとご留意をお願いしたい点がございます。

1つは、負担の公平のところでございますけれども、需要地における負担が増加するという傾向が、わずかではありますけれども明らかになっておりますので、ここのところは引き続き注視していく必要があるのではないかなと思っております。

それから、この負担額と電力会社の値下げの比較でございますけれども、この料金値下げにつきましては、私ども、前回にも申し上げたと思うのですが、効率化努力等、さまざまな要素が含まれておると考えております。当然ここには広域流通の活性化に起因したのもあるかと思っておりますけれども、単に値下げ幅が負担額を上回るということをもって影響がなしとすることはいささか荒っぽいといえますか、ちょっと結論が性急に過ぎるのではないかなと思っております。

また、電源の遠隔立地でございますけれども、これにつきまして、需要地に向けた電力の流れが増加する傾向にあることを十分留意すべきであると思っておりますし、今後、立地計画、数多く立ち上がってくると思っております。こういった点で、やっぱりメリット、デメリット、そういったものを比較衡量して検証していただく必要があるのではないかなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

【金本委員長】 武田さん、どうぞ。

【武田取締役】 振替供給インバランスの料金について、私どもは前回、個別の電源ごとの契約で算定するのではなくて、合算してということをお願いしていましたが、今、電事連さんのほうから、18年度を目途に検討を進めていただけるということで、この点を評価したいと思います。

それから、パンケーキの廃止でどうなったかという話がいろいろ出ていますけれども、資料の最初の3ページで書いてあるとおりで、パンケーキの廃止は、実質的な需要家選択肢の拡大と効率的な電源の有効利用を目的とした政策的な制度改正だと認識していきまして、遠隔立地であるとか、あるいは振替電源の数が増えた云々だけを見るのではなくて、こういう大きな政策目的の観点からトータルで評価していただきたいと思っております。

それから、そのインバランスに関しても、先ほどのお話にあったとおりかと思っておりますが、アンシラリーサービス全体を今後どう位置づけたいのかと、前回、調整用電源の話もさせていただきましたけれども、そういうものも含めて、制度上、アンシラリーサービス

はどのような位置づけにあったらいいのかということも含めた上で、ゆくゆくは振替インバランス、接続インバランスについても大きな大枠の中で検討を進めていただければと思います。

以上です。

【金本委員長】 そのほかはいかがでしょうか。

大山さん。

【大山委員】 まず簡単な質問ですけれども、14ページ、15ページにありましたインバランス購入電力量割合、これは分母が全体になっているんですね。要するに、接続か振替かということを考えずに全体の電力量に対してそれぞれ幾らかかっているかということなので、接続供給か振替供給かによってインバランスがどれだけ生じやすいかというのは、このグラフからはちょっと見にくいなという気がしまして、接続と振替のそれぞれの販売というか、違っている電力量に対してどのぐらいインバランスが生じているかというようなこともあったらよかったかなというような気が1ついたしました。これは6ページの販売電力量と連系線利用量というあたりを見れば、実は計算できると思うんですけれども、大体何となく四、五割増しぐらいになるのかなという気はしております。それはちょっとコメントください。

もう1つはコメントですけれども、行為規制のほうなんです、現在特に問題ないよということは非常によくわかりまして、早急に何を変えろということではないんですけれども、今のところ日本のこの制度で行きますと、垂直統合のままで行くということになっていきますので、行為規制というのは実は非常に大事なことになるかなというふうに思っております。

規制分野のところとそうでないところというのもありますけれども、発電卸分野、小売といったところをどういうふうに、会計なのか、情報なのか、分離していくのかということも多少は考えないといけないかなという気がしております、それは将来に向けてのコメントです。

【金本委員長】 はい。

【田中電力市場整備課課長補佐】 大山先生お尋ねのPPSの販売電力量当たりではなくて連系線利用量当たりで比較するとどうかというご質問でございますが、おっしゃっており、前のほうに連系線利用量がありますので、そちらのデータで換算しますと、いわゆるPPSの連系線利用量当たりの振替インバランス電力購入量が出てくるわけですが、そ

れでいきますと、0.15ぐらいが0.3ぐらいに16年度から17年度に変わるということになりますので、それで比較しますと、PPSの連系線利用量当たりの振替インバランス支払額というのは、16年と17年の間で0.15ほど増えるというような形の変化になります。

ちなみに、接続のほうで行きますと、販売額当たりの接続インバランス支払額は、1.7ぐらいが0.7ぐらいに、1.0ぐらい下がっていますので、そういった意味では、PPSの連系線利用量当たりの振替インバランス支払額の増加で見ても、額的には接続インバランスの支払額というものよりも小さい範囲には収まっていると。ただ、先ほど片山もご説明申し上げましたように、今後、連系線利用量自身が増えていくと、振替インバランスの支払額というのは今後増加するといったような話もありますので、そのあたり、寺本オブザーバーのほうからおっしゃっていただいたような措置も相まって、今後、改善が期待されるのかなというふうに考えておるところでございます。

【金本委員長】 この支払額の数字自体も重要なんですが、この支払額をつくるベースとして、料金が低いとそれを避けるためにPPS側で多大なコストを払っているということもあり得て、本当の評価をしようと思うとその辺のコストがどれぐらいかなといったことも考える必要があるかと思いますが、なかなか情報がないということかと思えます。

パンケーキについても、寺本事務局長が今後も検証が必要だという話ですが、こういうスポットのアンケート調査をどういうタイミングでやるのか、あるいはもうちょっといいとり方がないのかといったことも含めて検討しておく必要があるのかなという気がします。

後からまた渡辺さんにこちらの関係のことはご説明をいただくかもしれませんが、電力系統利用協議会のほうにデータはあるのかないかとか、そういったことが話題にはなるうかと思えます。

何かありますでしょうか。

【片山電力市場整備課長】 今、寺本オブザーバー、武田オブザーバー双方から、例えば、パンケーキの廃止についても、プラス面、マイナス面、それぞれきちんと今後とも検証していくべきというご発言。あるいは、金本委員長からも、ほかのデータも含めてどういうふうに、スポット的なものではなくてシステムティックにやっていくんだというようなお話がございました。

事務局としても、事業者の皆様方からのデータの提供のご協力がないとなかなかできない話でございまして、そのあたり、どういうふうに行政コストをなるべくかけずにやって

いけるのかといったようなことを考えていきたいと思ひますし、ぜひ事業者の皆様方のご理解とご協力が無いとできない話でございますので、そのところはよろしくお願ひをしたいと思いますというふうに思ひます。

【金本委員長】 大体一番最初のテーマについては時間がきましたが、何か特にございますでしょうか。

それでは、次は、電力系統利用協議会の渡辺さんからプレゼンテーションをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【渡辺事務局長】 では、利用協議会の事務局長の渡辺でございます。

お手元の参考資料1に基づきまして、中立機関の、私ども電力系統利用協議会と称しておりますけれども、これまでの活動についてご報告させていただきたいと存じます。

まず1ページ目をお開きいただけますでしょうか。

まず、私どもの電力系統利用協議会の組織・構成についてでございますけれども、基本的な枠組みは、電気事業分科会、あるいはそれを受けました電気事業法において定められておりました、その後の具体的な組織・構成がどうなっているかというところをご披露させていただきます、そういう部分でのコメント等をいただければ幸いかと思ひます。

まず、3ページ目でございますけれども、私どもは電気事業分科会にもございましたように、有限責任中間法人という形の組織形態にしまして、電力系統利用協議会として立ち上げております。

発足は2004年2月10日でございます、これは準備期間等も含めまして、そういう諸日も含めまして、こういう形で設立しております。

それから、2004年6月15日に、「送配電等業務支援機関」としまして経済産業大臣からの指定も受けたというところでございます。

現在の会員数でございますけれども、こちらにございますように、中立者、基本的には大学の助教授様以上というイメージでございますが、法律学6名、経済学7名、工学11名という形で、基本的に電気工学的な部分も多うございますので、若干工学系が多うございますけれども、バランスをとった中立者の方にご参加いただいております。

それから、一般電気事業者は皆様。

それから、特定規模電気事業者につきましても、このところは皆様お入りいただいているかなという状況でございます。

あと、卸電気事業者でございますけれども、自家発設置者でございますけれども7社と

いうことで、こちらは少し少ないかなということで、今、さらに増やすべく勧誘活動を進めているということですが、基本的には中立者のバランス、それから各法人グループのバランスもとれるようにという形で努力しているところでございます。

それから4ページでございますけれども、E S C Jの仕組みでございますが、これは皆様よくご存じかと思っておりますけれども、グループが、上のほうからご説明しますと、会員総会、それから理事会を選びまして、その下に専門委員会を設ける。それから、それを支える事務局として、出向者で構成しているという形でございます。

あと、それをチェックするものとして、監事、評議会が、これは協議会以外の方から成った形でチェックしていただいているという仕組みでございます。

5ページでございますけれども、そのうち理事会につきましては、14名の構成としておりまして、中立者が5名、それから、そのほかのグループから3名ずつという形にしておりまして、中立者の理事が各法人グループより多数であると。それから、利害関係のある法人グループの理事は、各法人同数という形でございます。

したがって、この構成からごらんいただきますと、例えば特定規模電気事業者と卸電気事業者の方が両方合わさっても6名でございますけれども、過半数はとれないという形になっておりまして、基本的には中立者の方の賛同を得なければ多数決で勝てないというように工夫しているという状況でございます。

なお、この各理事様は、理事として行動する場合の行動規範というものを定めておりまして、その部分では中立的に振る舞う。あるいは、利害関係のある行動はしないというように形で行動規範を定めているところでございます。

それから次の6ページでございますけれども、我々の協議会の外からある意味で監視するという形のものとして、監事2名につきましては、弁護士様、公認会計士様になっていただいております。監査を実施して、ほぼ毎月監査等もしていただいております。

それから、評議会でございますけれども、9名の構成でございますが、こちらにございますように、さまざまな立場の評議員による外部評価を実施するという形でございます。現在、9名でございますけれども、4月からは10名になる予定でございます。産業用の使用者の方も入っていただいたという形で進める予定でございますので、ここの辺のバランスもとっているというところでございます。

それから7ページでございますけれども、専門委員会の構成という、この部分につきましては、委員長様はすべて中立者でお願いしておりまして、ここにございますように、ル

ール策定、企画運営、運用、情報という形の各委員会、バランスをとる、グループのバランス、あるいは中立者の方にもご参加いただくというふうになっている形で進めさせていただいております。

それから、特に中立性が求められておりますルール監視委員会、この5名の部分。それから、契約認定委員会のところにつきましては、すべて中立者で構成しております、利害関係的なものが入り込まないような工夫をさせていただいているというところがございます。

それから、事務局でございますけれども、現在、40名で構成しております、こちらにございますように、一般電気事業者等がやや多数でございます。これは実態として皆様をお願いしたのですが、こういう状況になっております。ただし、特定規模電気事業者の方、あるいは卸・自家発の方からもご参加いただきまして、各職員につきましては、職員行動規範で行動を厳しく規制するという形でございます。

なお、これで24名でございます、残る16名につきましては、給電連絡所等、後でご説明しますけれども、かなり専門性が高い部分でございますので、かなり一般電気事業者の割合が多いという形になってございます。

なお、この下に括弧にございますように、基本的に各法人グループから1名以上は参加をお願いするという形で進めさせていただいております。

それから、ルール策定及びルール監視というところをつかさどる部分につきましては、技術グループ及び業務グループというところで担当しておりますけれども、ここについては各法人グループ3グループから1名以上が参加するという形にして、バランスの確保に考慮しているという状況でございます。

引き続きまして、9ページ以降で少し業務の状況についてご説明させていただきたいと思っております。まず、10ページにお進みくださいませ。

基本的指針、これは法律上でございますが、基本的には系統を利用する際のルールというふうにお考えいただければと思いますが、ESCJルールという形でこれ以降呼ばせていただきますが、これを策定いたしましたのが16年9月でございますけれども、この内容につきましては、電気事業分科会等の内容を受けまして、ここに書かれているような内容でしているという状況でございます。

それから、實際上、これでルールをつくりましたけれども、私どもとしては、できるだけ系統の利用、あるいは公平、透明を高めるということに留意いたしまして、逐次ルール

の改正を実施しておりまして、現在までに制定から計7回の改定を行うという形で、できるだけ利用者の便宜を、あるいは公平性、透明性を高めるということでの工夫をさせていただいているところでございます。

それからあと、利用者のニーズがございましたので、解説、かなりルールは専門的でございます。解説も作成いたしましたし、さらに諸外国の方もいろいろご検討される場合もあるかということでございますので、英語版も作成してホームページに公開しているという状況でございます。

次に、ルールの監視でございますけれども、11ページでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ルール監視委員会につきましては、中立者のみで構成している形で設置しておりまして、いろいろな処理の仕方等を規定あるいは細則等、あるいは様式集等も設定いたしまして、公開して、ぜひ紛争処理に相当する案件がありましたらお持ち込みくださいという形でお待ちしているという状況でございます。ルール監視委員会についても、適宜、いろいろ諸外国の状況等も紹介しながらお待ちしているという形でございます。

それから12ページでございますけれども、もう1つの大きな業務でございます。連絡網と管理という部分のもの、それから系統情報の提供という部分でございますけれども、これにつきましては、私どもの中にシステムをつくってございまして、基本的には卸電力取引所様とのシステム、それから一般電気事業者さんの送電・配電部門とのシステムということで、この部分は基本的にはこれだけのためのシステムが形成されております。

それから一方で、一般電気事業者の方、販売部門、系統利用者の方については、系統情報公開システムという形で、これはインターネットでつながっておりますが、ここで真ん中のところをごらんいただきますように、給電連絡システムの情報は、系統情報公開システムのほうの一方にしか流れないという形にしまして、インターネットからの何らかの問題ある情報等が入らないというような形も工夫したシステムのセキュリティにも考慮した形で進めているという形でございますが、これにつきましては、後ほどご説明しますように逐次改善も進めているところでございます。

あと、給電連絡業務でございますけれども、こちらにございます写真を13ページに表示しておりますけれども、2名の方で5班で昼夜この連絡網の管理にかかわる業務をしているという形でございます。

なお、この13ページの一番下にございますように、全国融通の運用業務という形で、

電力会社さん同士で非常時の対応という部分につきましても、私どもを通してやっていた  
だくという形で、公平性、透明性の部分を高めるという工夫をしております。

それから、卸電力取引所との連絡業務を基本的にはシステムを通じた形で齟齬がないよ  
うに進めているというところでございます。

それから14ページでございますけれども、系統情報の提供でございますけれども、こ  
れにつきましては先ほどご説明しましたように、インターネットを通じて、特に連系線絡  
みのいろいろな情報をリアルタイムで提供するという形で利用者の便宜を図っているとい  
う状況でございます。

さらに、今までご説明しましたのは電気事業分科会でも基本的なコンセプトとして述べ  
られたところでございますが、それに加え、また類しますけれども、15ページござい  
ますが、系統利用者の利便性向上に資する活動というのも我々は行っております。

1つは、マージンとその再評価についてということでございまして、マージン、いわゆ  
る系統の異常時及び特殊な軽負荷のときに、地域間連系線を介してエリア間の安定供給を  
保つという部分の確保しておく容量とお考えいただければと思いますが、それにつきまし  
ては、系統容量の3%、系統容量というのは基本的にそのエリアの需要量とお考えいた  
だいて結構かと思いますが、あるいは、最大電源ユニットが脱落した場合という形で設定し  
ておりますが、これにつきまして、この括弧にありますように、電気事業分科会でも再  
整理等を行うことが期待されるようになっておりましたので、私どもでこれの部分の再評価を  
を17年度に開始いたしました。

それで、現在の状況でございますけれども、16ページをお開きいただきまして、平成  
17年度では、特に一般電気事業者様が過去の検討方式に従ってかなり詳細な検討を行っ  
ていただいたという状況でございますが、現在までの過去の方式から推定すると、3%を  
確保するのがおおむね妥当という報告もされておりますが、これについては、まだ前提と  
なる諸条件の考え方等を引き続き検討していきましょうということになっておりまして、  
各参加者から盛んな議論を今進めるという部分で進めているところでございます。

なお、これにかかわらず、系統の安定運用に十分な余力がある場合は、その時点でマー  
ジン量を確保するのがいいのではないかとございまして、この括弧にござい  
ますように、前々月に減少可能な場合にはマージン部分を開放して利用者の利便性を高め  
ましょうというルール改正をいたしまして、これを実際の業務自体は4月から始めるとい  
うことでございます。

なお、このマージンを減らすという部分につきましては、この16ページの一番下にございますように、特に連系線利用の部分で要望の高い北海道本州間、それから相馬双葉幹線、これは東北 - 東京間でございます。それから、周波数変換設備という部分について、特に利用の高まる6月から9月ということにしております。

ただし、これ以外の部分については、必要に応じて対象連系線及び期間も増やしましょうということになっております。

さらに、17ページでございますけれども、利便性向上につきまして、FCの部分でございますけれども、ここの17ページでございますように、FCの利用について少し使いづらいと、少量の電力を使いづらという状況がございまして、これは過去の設備の使い方というのが別の使い方を想定していたということで、この改善が何とかできないのだろうかという議論が協議会の中でもかなり高まったということでございます。

18ページに行きまして、これにつきましては、理事会等でもかなり議論されまして、電力会社さんがそういう部分を踏まえまして、かなりの検討もいただきまして、実際上の対応としては、ここにもあります3点がございます。

まず、東清水につきまして、3月、ここは末になっていますが、一応、予定としては24日、明日、運用開始する予定というふうに伺っておりますが、こういう形で、この部分で、できるだけこの下に黄色にございますような刻み幅というのを1,000キロワットにしまして、この1,000キロワットの取引所の最低取引単位でございますので、こういう形での実質的な制約を解消する。

それから、4万キロワットという最低潮流の制約でございましたが、これも3万キロワットに減らすという形のものがかなりできるのですが、東清水自体がかなり周辺の水力、発電設備の運転状況で制約が出るということもはっきりしてまいりましたので、新信濃2号FCという部分につきまして、この制御装置の改修を行って、18年度夏期ということで、今のところは6月中に工事が終われば7月からというふうにも伺っておりますけれども、こういう形でこの対応をしていくというふうに伺っております。

なお、新信濃1号につきましても、経年劣化設備の更新に合わせてこういう形での同じような制御装置に変えるということで進んでおりまして、全体として改善が進むのではないかと期待されている状況でございます。

あと、19ページで、さらなる活動についてということでございますけれども、我々自体、いろいろ活動を進める中で、もうちょっとうまくできないかなというところを工夫し

ているところでございます。これにつきまして、具体的には20ページをお開きください。

まず、会員への意識調査を昨年8月ごろから実施しまして、アンケートを行いまして、それで系統利用方法というところで、満足していますかと。実はルール監視委員会の申請件数がゼロでございましたことも若干背景にございまして、これで皆さん満足していますかというところで、もう少しいろいろケアしてほしいという意見があったのは事実でございまして、それで相談窓口を工夫して設置いたしました。これは事務局主体でございまして、できるだけ早く答えてアドバイスをしていくという形でございまして、現在、13件という形で対応しております。

この例えばの例でいきますと、連系線を利用する場合には30分前、あるいは1時間前、60分前に必ず言ってくださいねということがルールになるんですが、実は60分前に言ってくださいねというところは、できるだけということです。場合によっては60分になることがありますよというところが、60分以上かからないと受け付けないというふうにとられていたという部分がございまして、そういうところは60分以内でもできる場合がありますというところの見解をいただきまして、そういうところの意思の確認をするということをお手伝いするというようなことをしております。

それから、20ページの(2)番にございまして、システムについてはできるだけ皆様が使いよくなるようにということで、ニーズを踏まえながら順次改修をしまして、ここにございまして、18年3月、18年12月という形で順次進めているという状況でございます。

あと、21ページにございまして、情報セキュリティの向上につきましても、国際的な標準にも沿えるような形ということで工夫しているというところでございます。

それから、事業計画につきましても、評議会等の提言をいただきまして、いろいろ御指摘されている部分につきまして対応していくという形になっております。

それから、会員様の要望も踏まえながら事業計画をつくっているという状況でございます。

最後、22ページでございまして、調査・研究につきましても、経済産業省様から「今後の我が国の連系システムの在り方に資する調査」を受けまして、来年度につきまして競争入札でございましたけれども、最終的にこちらにいただけるという形になりましたけれども、こういう形で調査を進めまして、全国大の連系システムモデルを作成して、それで分析するという形で、これは従来なかったものでございまして、こういうものを作成

しながらということも協力させていただいているという状況でございます。

なお、会員の要望についてもいろいろございましたので、それに資するために今後の自由化の課題に関する勉強会、あるいは適正な電力系統利用に資する講習会、これにつきましては、独禁法もある意味で念頭に置いたこれからの系統利用のあり方等も議論させていただくというふうにして、できるだけ会員の要望にもこたえるという形で対応してきたところでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご紹介させていただきました。

【金本委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのプレゼンテーションについて、ご質問、ご意見があったら。

田中先生、どうぞ。

【田中委員】 連系線の増強ルールについてコメントしたいんですけども、私の認識しているところでは、ある特定の電源ができて、その電源に対して特定の連系線の増強が必要になったというときに対しては、一定の増強ルールがあるというふうに認識しております。

ところが、特定の電源というよりは、じわじわと徐々に連系線の混雑が顕在化してくる、こういうような、いわばより一般的なケースに関してどのような基準で連系線を増強していくのか。それから、どのような検討手続をしていくのか、こういったことがあまり明確でないのではないかというふうに認識しております。

特に前回は議論があったんですが、公益的、広域的な課題がこれから特に重要になると思います。そのときに個々の電力会社だけの検討というのは限界があると思いますので、公益的、広域的な課題に対しては、中立機関の果たす役割は非常に大きいのではないかと、いうふうに期待しているわけです。

そういう意味で、公益的な観点から、ルールの明確化というものをぜひ検討していただきたいと思っております。

【金本委員長】 どうぞ。

【渡辺事務局長】 厳密に言いますと、ルール上は特定電源、それから不特定電源と2つの部分についてルール化はしております。それで、ご指摘のように、実は不特定電源というんですか、要は、じわじわと連系線が使われるようになってきた場合、検討を始めるということになっているのですが、実はこれ、検討を始めるのは非常な労力もかかるのが事実でございますので、あるスレッショールドというんですか、閾値を決めて、それ以

上になったら検討を始めましょうということは書いてありますが、その閾値が実はルールに書いていない。

逆に言うと、理事会で、これはやりましょとなればできると。協議会としては理事会の意思が最高でございますのでできるのですが、そこはあまりやると不透明ということで、実は来年、この取引所の取引等もある程度実績も出てきましたので、そういうものも踏まえながら、どういう形で検討を始めるといふ形がある意味で透明なのか、特定の人が出たから始めましょうといふのはまずいと思いますので、そういう部分を含めて、来年度、少しそのルール化を定めましょ。

それから、このルールの中にも書いてあるんですが、負担の考え方もなかなかこれは難しいんですけども、もう少し勉強していきましょといふ、そこは勉強していきましょと実はルールの解説に書いてあるんですが、そういう部分も検討を深めようといふ形にしておりますので、ぜひそういうところをウォッチを逆にさせていただいて、ご意見等をいただければという状況でございますが、来年、精力的にさせていただきたいと考えております。

【金本委員長】 田中委員。

【田中委員】 もう1点質問なんですけれども、連系線のマージンというところがあったと思います。今は、連系線容量の3%ということなんですけれども、これはすべての連系ポイントで3%ということなのか、場合によっては個々の連系線を見れば、もっと別の値というのがとれるのかなというふうな気もするんです。個々の連系ポイントでの考え方はどのようになっているか、教えてください。

【渡辺事務局長】 先ほど詳しく説明しておりませんが、例えば比較的小さな電力会社と大きな電力会社が結ばれている場合は、その連系線のマージンは実は一番大きな発電機の容量、要は、小さい会社で大きな発電機がとまったときに緊急に流れるという状況があるので、そういう大きい会社と小さい会社間では発電機の容量というのが決まっておりますが、それ以外のところは基本的に3%という形にしています。

おっしゃられますように、すべて3%という、今は一律的にやっているのが事実でございますが、例えば東京電力さんなんかは東北側に3%の分の半分、中部電力さん側に半分と分けているんですが、合計としては3%とやっておりますけれども、この辺を全部一律的にやるのがいいのか、あるいは個々の系統状況に合わせて変えたほうがいいのかというのも含めて、これも引き続き今議論しておりますので、今は一律でございますけれども、その部分についても技術的な議論を進めるということで、皆さん、合意して今、進めて

いるところでございます。

【金本委員長】 そのほかございますでしょうか。

松村先生、どうぞ。

【松村委員】 ものすごく技術的なことで申しわけないのですが、今ちょうど話題に出た16ページのところの、この黄色のところなんです。これは本来は3%の見直しのこととは直接は関係ないことだということを確認したいと思います。この黄色で書いてあることは、やるべきではないとはもちろん思わないのですが、この制度の導入には良い点と悪い点が両方潜在的にはある。これによって今まで実質的にスポット用に確保されていた部分がひょっとしたら先に埋まってしまってスポットで使えなくなってしまうというようなことも原理的にはあり得ます。良い面と悪い面が両面あるわけですから、ここを変えた後でどういう影響が出たのかということを経営的に関心を持って調べていただきたいという要望です。

【渡辺事務局長】 そういう議論もございまして、実はそういう実績等を運用委員会という私ども内部の委員会がございますので、そういうところで状況を確認しながら、先ほども言いました2カ月前に下げていくという部分を運用委員会というところでチェックするというのもルールに書き込んでおりますので、そういう部分もチェックしていただきながら運用していくというふうに進めておりますので、そういう部分でぜひまたご意見あるいはウォッチをしていただくとありがたいという状況かと思えます。

【金本委員長】 そのほか何かございますでしょうか。

なかなかウォッチしようにも外から情報がとれないということがあって、この辺の考え方をどうするかというのはなかなか難しい、かなりセキュリティに関することもたくさんございますので。

ただ、協議会というのは事業者、サプライヤーベースですが、需要者側の一般的な方々に対してもうちょっと幅広い情報、談合して変なことをやっているというようなことはないよという、そういうことが必要なのかと思いますが、その辺について考え方をお願いしたいんですが。

【渡辺事務局長】 そうですね、実は理事会でも大変な議論になっていまして、確かにありますように、1つはあまり情報を全部出すのはセキュリティでいかなものか。それから、競争政策上もただで何でも情報が得られてしまうという世界がいいのかどうかという議論が一方でありますが、確かにこちらで監視しているところを、ちゃんとやら

れているかどうかの情報をどう出していくかということで、例えば、先ほどの独禁法の関係の講習会をやって、その内容等で、一部、東京 - 東北間の連系線が下がった状況等は、例えばマスコミさん等にもご要望があったところにはご説明してやっているという形でございまして、実は評議会でもそういう形で上手にセキュリティに関係ない、あるいはあるところを仕分けして外へ出していくことを工夫してくださいということもご指摘されていますので、引き続き、その部分は議論させていただきながら、仕分けしながら、ステップステップでやらせていただくところがありますので、逆にそういう部分をご指摘いただいてやらせていただきたいと、ちょっとここでは事務局ベースの発言になりますけれども、議論しながらやらせていただきますので、引き続き、そのご指摘の点について対応させていただきますと考えます。

【金本委員長】 では、柳川先生。

【柳川委員】 今日ご説明いただいたような幾つかのルールを改正して対応なさっていて、そのウォッチもされているということは非常に評価できることですが、それに加えて、おそらく今後もいろいろ環境が変化したり、状況が変化していくと思いますので、やはりそういうものに合わせて柔軟にそのときの状況に合わせたルールをつくっていくということが非常に重要だと思いますので、そこが柔軟にできるような、今の情報提供の悩みも含めて柔軟にできるような体制でやっていただければというふうに思います。

それに関連すると、先ほど、田中委員からお話があった増強に関する面は、やはり設備投資にかかわることですので、どうしても先ほどの資料3のときもそうなんですけれども、設備投資にかかわることですと、やはりタイミングが重要で、後からなかなか、今、設備が欲しかったんだけどというわけにはいきませんので、そういう意味では、設備投資のほうは必要なものは特に適切なタイミングで増強ができるようなルールづくりをしていただければと思います。

【金本委員長】 そのほか何かございませんでしょうか。

予定の時間が余っておりますが。

それでは、無理に引き延ばしてもあれですので、次のテーマに移らせていただきます。

次は、日本卸電力取引所の法貴事務局長からプレゼンテーションをお願いいたします。よろしく願いいたします。

【法貴事務局長】 日本卸電力取引所の法貴でございます。

資料がほかの資料に比べて、ポイントだけ説明いたします。

まず1ページでございますが、昨年の4月1日から取引を開始いたしました。その時点で取引会員27社、その後、1社加入しまして28社になっております。

現時点まで大きなトラブルなく取引を実施しております。

その下に組織図がございますが、JEPXは21社の関係する会社から10億円の基金を集めまして設立し、これにより社員総会が構成されます。

その下に理事会、5つの委員会がございますが、そのうちの下の方の2つ、市場取引監視委員会、市場取引検証特別委員会については、後でご説明いたします。

その右側に行きまして、取引会員は今申し上げましたように28社、有料で情報を入手する情報会員は30社で、現在のところ、取引会員に対してプラス1社の申し込みが来ております。情報会員はプラス2社の申し込みが来ております。

2ページでございますが、これは平成16年5月21日に詳細設計について分科会で報告された事項がございます、このうち民間側で検討すべき事項をどういう検討をやったかということに記載してございます。

まずオープンな参加資格ということでございますが、まずこの現物としての電気の取引を行うことができる方はだれでも参加できる。つまり、一般電気事業者はもとより、自家発電を保有の方、PPSの方、つまり、発電機をお持ちか、あるいは発電機と需要をお持ちの方はだれでも参加できる。また、これらの方から委託を受けた方も取引所に参加できるということです、信用問題もございますので、今のところは純資産1,000万円ということを要求してはおります。

審査もこういうことが条件が満たされていれば理事会で問題なく承認されます。

取引会員については、ホームページで公開してございますし、その規定についても公開しております。

それから、その下にありますこれもなるべく安くするようにとレポートに書いてあったと思うんですが、取引会員の入会金10万円、年会費50万円です。手数料が0.03円、これは海外と比べるとやや高いとご批判をいただきますけれども、収支面を考えると、これぐらいで今のところはやっていく、こういうことでございます。

容量管理の実施ですが、これは現物を取引する取引所ですから、本当に発電設備があるのかないのか、これを登録してもらうということなんですが、ただ、これも現地まで調べに行って発電機があるのかないのか見るというような厳しいチェックはやっておりません。応札してくれば、発電機があるのかないのかこれはわかるわけですし、需要がなければ電

気需要がさばけないわけですから、そういったことを事後的にチェックするというシステムにいたしました。このようにやっておけば、営業努力によって3倍ぐらい需要をとるという考えで、大きく買いを入れるということもできるわけでございます。

それから、先渡市場における参加者ニーズに応じた商品設計というのは、海外では1日単位だとか、3年単位だとか、いろいろな商品があるんですが、とりあえずは1カ月単位ものを向こう12カ月間、1カ月720時間ベタで取引するものと、平日の昼間だけで、8時から22時までという2通りのものを用意いたしました。これをあまり分散させますと流動性の問題がございますので、それだけに絞ってやっております。それから掲示板では自由な書き込みを許しており、1日載せると3,000円の手数料をいただきます。

取引開始後、約1年が経過いたしましたして、特に自家発電設備の定点検が1週間ぐらいという事情から、1週間ぐらいの商品が必要だということが言われはじめ、アンケートをとり、週単位の商品を入れるということにしております。これも後でご説明いたします。

3ページに参ります。

求償ルール、これはスポットで前日に成約したんだけど、翌日発電ができない、こういう場合には買い手がインバランス料金を払わざるを得ないというようなことがございますので、それに対してペナルティーと申しますか、求償を科す。しかも予見可能性が必要となります。つまり、幾らぐらいとられるのかわからないのではなかなか入ってこれないだろうからということです。そういうことから、いろいろ考えたんですが、あまり複雑なことを考えずに、電源側の電力会社の負荷変動料金と同額としております。ですから、需要側と電源側と多少違うんですが、ほぼ大体の額が戻るということとなります。

ただし、これはいろいろな事情がございまして、スポット優先ということもございまして、3%の条項もございまして、実際にインバランスでお払いいただいている額が少し少ないという事情もあるようですので、見直して少し単価を下げる事ができれば、これが高いので自家発電の皆様でちょっととまると高い求償代をとられるから入らないというような懸念をもたれる方が何社かいらっしゃいますし、我々の営業努力、取引所としてのマーケティング努力の阻害になる要因が考えられますので、下げていく検討もやっていきたいと考えております。

事業性評価ですが、日本は8,000億kWhの年間の需要があり、そのうちの0.5%、40億kWh程度の取引があれば、これは6年目ぐらいに到達すると考えておりますが、収支とんとんぐらいにはなるだろうと、そういうような設計でさきほどの基金を積んだわ

けでございます。

ただし、今年の取引量は、これは予想外と言ってよろしいかと思いますが、今年は4億ぐらいであろうということでスタートしたんですが、現時点でおそらく11億kWhとなる予定でございます。これにはいろいろな要因がございましたので、今年11億だから来年はもっと多くなるというふうには簡単に考えられませんので、もう少し分析したいと考えております。

4ページに参ります。

取引の概況ですが、今申し上げましたように、2月までのスポットの取引量は8億7,000万ということで、かなりの量があったわけでございます。これは特に11月、12月、1月の非常な厳冬、気温が低かったということと、それから、バレル60ドルを超える、化石燃料の要因によるものです。また、化石燃料の手当が会社によってやや過不足があったというようなこともあって、取引所の出番、電気によってそれを融通し合うというようなことが行われたことから、これだけの取引量があったということです。これが毎年こういうことがあるということは考えにくい。ただし、毎年はなくても、今後またそういうことはあるかもしれないということは考えられますが。

それから、スポット取引と比べると、先渡のほうは、1カ月まとめて価格を決めて買うということの、あるポジションとして買い持ちで持っているというようなことになるわけですが、持っていること自体も少量であってもやっぱりリスクとお考えになるような事業者がいると思います。また、そういう方のためにも、先ほどのような週間商品の導入が必要ではないかと思いますが、ただ、この需給逼迫時点の今冬では、電力会社同士ではかなりの取引が月間単位でもあったということは事実でございます。

この辺の数表等は後で出てまいりますので、省略いたします。

5ページでございますが、今後この取引所をどうするかということなんですが、これは今後も粛々と取引をやっていくということと、週間商品を導入すること、これは当然のことですが、必要預託金額の見直しというのは、預託金額の3分の1だけその日スポットで買える取り決めのことです。3分の1で、自分の出した買いのビッド価格掛ける買い総量が頭打ちされる、こういう制度になっています。これは取引所が胴元になっておりまして、そこでクレジットを保証するわけでございますから、そういった意味でデフォルトの防止のためにこういう制度を考えたわけでございますが、今のところ、こういうことに至ったケースはございませんし、積んだお金の3分の1というのは、やっぱり少し少な

いのではないかと。信用リスク、これは会社によって多少違うと思いますが、クレジットリスクが違えば、3という数字を変えてもいいのではないかと議論がございますし、またこれは合理性がある検討ではないかと思っておりますので、それを考えていきたいと思っております。それは取引会員に入りやすくなるということにつながります。なお、もともとこれは決済性預金に入っており、いくら積んでも利子はつきません。

賠償弁済額については、さっき申し上げたとおりでございます。

週間単位の先渡については、7月1日からやります。これはいろいろ検討いたしまして、ルール上もいろいろなことの処理が済んでおりますが、取引参加者側の準備を待って、この時期になったということでございます。

取引所全体としては、最も重要なのは、多くの取引者が参加して、発電設備においても、需要においても、非常に沢山の取引者によって支えられた取引所にするということが、流動性の面からも、安定した取引を行う面からも、価格市場が信頼できることなどいろいろな面で重要だと考えております。

したがって、そういうことを今の会員以外の方に、メディアによる広告や、あるいはいろいろな講演会に出て行って、なるべく入会されるようお願いしております。また見学で訪問された方には必ず入ることを検討してほしいと申し上げておまして、先ほどのこれから入る方も一度来られて、そしてご検討なさって入ったというようなことが多いわけでございます。

6ページに参ります。

これは週間商品の導入でございますが、これは机上検討でやってきました、これがいいかどうかというのは、もともと月間をつくったときも机上検討でやって、月間が一番売れるのではないかと考えていたわけですが、あんまり売れなかった反省もあり、これが本当に使われるかどうかについては、まだはっきりしない面もあります。

考え方としては、まず月間と週間とは併存しない。つまり、外国でいうカスケード方式といいまして、2カ月前から向こう1年間ぐらいは月間をやって、その手前の2カ月ぐらいでそれが8か9に週間単位でばらけていくことになり、こういうようなやり方とるのが併存しないという意味での流動性確保になるだろうし、また取引もしやすいのではないのかというふうに考えております。

また、今までベース型のほうは全部1カ月は30日で、掛けると720時間になるわけですが、昼間型つまりウィークデー向けの商品のほうは土曜日を今までは入れていたんで

すが、アンケート調査と、土曜日の価格挙動の面を見て判断し、どちらかというといふ日に近いということで、土曜日をこれからは昼間型からは外します。

7ページから先は市場監視の問題でございます。事務局では当然これは取引時間中常時監視しております。また、市場監視委員会と市場取引検証委員会と2つございます。市場取引監視委員会のほうが不正の取引の監視、市場取引検証委員会は、電力会社の方のプレッジが数年前にございましたけれども、流動性確保への約束を果たしているかどうかについての検証をする、ということでございます。監視委員会のほうは、例えば、スポット取引については、市場占有率の大きな事業者、これは一般電気業者になるわけですが、そういう事業者が受給逼迫時に意図的な価格つり上げをやって、不当な利益を得ようと、することが日常的に起こるかどうか、こういうところをチェックしています。

先渡については、自己取引、偽装取引、見せ玉というようなことをやって価格操作をやっていないか、あるいは明らかに取引者相互が示し合わせて高値で相場を形成しておいて、実際は低いところで自分たちは買って利益を得るといったようなことがないかどうかをチェックしています。今時点まではそういう不正行為はなかったと判定をされております。

それから、右側でございますが、これはどういうことをチェックしているかという、PとQ、つまり、プライスとクオンティティーが、縦軸、横軸、逆なので申しわけないんですけども、横軸がプライスです。これである社が、ほかの青いところは一定だとして、非常に電源をたくさん持っていて、このようなだいたいコストカーブに沿ったと判断されるビッドをしてきて、この辺で約定していた。何週間か何カ月かこういう状態があったんですけども、あるときから急に、このように価格高めのビッドしてきまして、高値で成約したとすると、コストよりはかなり高い値段で売れたとみなされるわけでございます。

これは必ずしも取引所として詳細なコスト分析をやっているわけではございませんから、どの程度数値的な裏付けがあるかどうかという問題はありますけれども、こういったことが時系列的に見ていって頻発するとすると、これは何らかの意図的な操作があるのではないかという疑念を持つのは当然でして、そういう疑わしさについてチェックをしているということが市場支配力の監視の仕方の一例でございます。

9ページでございますが、取引検証委員会、これは先ほど申し上げましたような時限的に当初の2年間やるということになっておりまして、一般電気事業者の市場投入量が適切であるかということを検証する訳でございます。これはまず1つは、売りが買いを上回っていることを先ほどの48商品掛ける30日、つまり、1カ月1,440点すべてについて

検証いたします。取引初期の頃はほぼすべて上回っておりまして、殆ど問題はなかったのですが、場合によってこの基準が満たされなかった場合がございます、その場合は、一般電気事業者から、どのような事情であったのかヒヤリングします。そうすると大体において発電機事故や自社需給であっぴあっぴしているというようなことが多いわけでございます。

こういったことを聞くと同時に、少し時間をかけて委員会メンバー全員で、電力会社の運転計画であるとか、発電計画というものは、それはある程度の狭い分野と申しますか、技術的な問題もございますので、そういったことを勉強しつつ、玉出しについてはどういう問題があるのかということも勉強するということを今やっているところでございまして、一般電気事業者のうちの3分の1程度が終わったところでございます。

それからもう一つ、売りと買いの量だけを比較していても、価格はどうなっているんだということになりますので、例えばプラスマイナス1円の範囲内で、買い売りスプレッドがその中に入っているものがどれくらいあるかということも判断し、成約はなかったけれども、それなりにそれぞれが接近し流動性に貢献しているということも確認しております。

先渡取引については、もともといろいろな議論があったわけでございますが、期間をあけず、この期間をあけずというのはどれくらいかということ、なかなかこれは難しい問題があるんですが、二、三日以内というのが常識的と考えています。大体1回成約すると、その日の夕方には次の売りが出ておりますので、二、三日をあけずには出ております。最大でも1週間くらいはよいのではないかと考えてはおりますが、これから週間商品が出ますので、その場合はこのインターバルをもう少し短くする必要があるかとも考えます。

それから、スポット相場との比較で、あまりにもかけ離れたような相場が立ってするというのは、これは裁定取引がきいてしまう、あるいは何らかの市場をゆがめるような価格形成が行われる可能性がございますので、スポット価格と、この先渡取引の価格に大きな乖離が無いことを確認しております。

このような観点で検証してきましたが、今のところは検証の結果、プレッジ不履行で公表に至ったような例はございません。どのくらい開催しているかというのは右側でございまして、これは取引所のルール上は3カ月に一遍ということで考えていたんですが、取引初期ということもございまして、毎月1回集まれる限りはやっております。例えば都合のつかないときは夜6時から8時まで開催とか、そのような方法も含めてやっております。

委員会は、すべて中立者の5名で形成、分野をある程度分散させております。すべて取

引事業者とは何の関係もない方でございます。

監視委員会の中でどんな検討をやっているかということを書いておりますが、特に東日本での価格高騰についていろいろ検討しております。東日本は、連系線制約もございまして、電源の寡占度がある程度高いところで、こういうことが起こりやすいということがあるからでございます。

例えば、第5回の7月の取引では、ある程度価格が西日本側に比べて高いということがございました。これは1つには連系制約と、もう1つは電源停止、加えて、まだ取引初期で非常に取引量の少なかったの状況で、市場の様子を見るというような意味でのビッドもあったようでございます。これは市場監視委員会としても、しばらくはそういうことが本当に続くのかどうか見ていこうというようなことで今後数ヶ月程度注視はするものの、その時点では不正行為ではなかったと判定しております。

8月は、ある電力会社で地震によって原子力が停止いたしまして、東日本全体の供給力が減ってまいまして、価格の上昇がございまして、これはやむを得ざるものと考えられます。

第9回委員会は、11月、12月の取引の監視で、特に西日本側に大量の買いがあったわけでございますけれども、同時に東日本でも価格高騰がございました。この時点で、東日本側もやはりかなり需給が逼迫しておりました。電力会社のプレッジ、流動性に貢献するという宣言は、その前段に安定供給を最優先にという前提がありまして、そういうことから、自社の安定需給をある程度優先した応札を行っておったようでございまして、その結果、高い売り札が残った結果、高い価格になったということが分析の結果わかりました。これについても不正ではありません。ただし、もう少し今後の様子を見るということは必要です。

11ページでございますが、これは市場取引検証委員会のほうでございまして、投入量の話はさきほどのような構成で、既に述べたクライテリアでやっておるわけでございます。同じメンバーで委員長をかえましてやっております。

これについては、先ほど申し上げましたように、投入量の売りが買いを上回っているほか、価格が実効的な幅に入っているとかというような検証をやります。これは10月ぐらいまでほぼ問題はなかったんですが、1月開催の11月、12月取引の検証の際、ほとんどの取引で売りが買いを下回りました。その後、1月の取引でも、かなりの部分で売りが買いを下回っている。これはもともとクライテリアそのものがこういうものでいいかどうか

かという問題はあるわけですが、これに対しては、かなり違う事象が起きてしまったので、投入量の少なかった電力会社それぞれにどういう状況にあったかヒアリングをかけました。

結局、これは厳冬と、化石燃料価格の高騰と、ある程度、厳冬を予想出来ず燃料の手配計画をやや少し控えめに行った結果、その後、足りない可能性も出てきたので、電気の取引所の中で電気として購入したということが、ヒアリングの結果わかってきましたので、これも市場取引検証委員会としては、特に公表するほどではないというような結論となっております。

12ページは、これからじゃあ取引と検証の仕組みはどうするんだと、こういうことで、日本の取引所というのは、TPAタイプで強制プールではない任意参加型であって、またほかとも競合するんだということもあります。そういうことはございますけれども、海外の取引所では、やはりある程度分析をちゃんとやっておられるところがかなりございます。これはスタッフの数なんかの問題でなかなか難しいことは確かなのでございますけれども、そういったことを取引所として少ないメンバーの中で、こういうことをデータを収集しながらそのベースをつくっていく、データベースをつくっていく、その後の分析に貢献できるようにするという事です。

もう1つは、取引データの公開が今、情報会員で有料とになっておりますが、これは学者先生などからいろいろご批判をいただいております。しかし、今の既存会員の方はお金を払っておられますので、少し時間おくれ、例えば何カ月おくれで公表するというようなことを考えてはどうかというふうに、今、検討しております。

結局、市場監視だとか、市場取引検証というのは、取引者保護の観点であるわけです。取引者に迷惑がかからないようにする、これが第一の前提条件でございますから、そういったことからすると、例えば東京証券取引所が作っておりますような、やってはいけない取引、資料の記述は逆なんです、やってはいけない取引を冊子にして配るなどもやることとしたい。定量的分析の充実ですが、これも先ほど申し上げましたように、表面的にピッドが幾らで、オファーが幾らだというだけをやっている、やはり取引所としての分析としては不十分であると考えられますので、ある程度公表データからコストを推定するというようなことをやっていくことが、先日、この委員会でもなされておられましたけれども、そういったことを取引所としてもやっていくということが市場監視の中では必要ではないかと考えております。

その後はグラフでございまして、13ページは、これは今までの取引結果でございまして、下のほうの棒グラフが取引の数量、上が価格でございまして、一番上がピーク時点、真ん中が昼間です。一番下の赤が24時間平均で、本当は夏が高くあるべきですが、化石燃料価格とか、需給逼迫で冬が今回は高かったということです。

14ページは、よく話題になります市場分断、これは1カ月に1,440の商品があるわけですが、そのうちのかなりの部分が東京 - 中部の間で分断しているということがわかりになると思います。

これをグラフにしたものが15ページにございます。初期のうちはなかなか取引が少なかったもので、青い最低潮流制約というもので分断されていたわけですが、2万キロごとのステップ制約分断がだんだん増えてまいりまして、その後日本全体として需給が逼迫した段階では、空容量超過が大きな要因になっております。

このうちステップ制約については、これから、先ほどもご説明がありましたように少なくなっていく。同時に最低潮流についても若干緩和される、こういうことが期待できるのだと思います。空容量超過については、容量は増えますので、その分若干期待できますけれども、どの程度になるかこれはちょっとわからないということです。

先渡は、16ページより17ページを見ていただいたほうがわかりやすいんですが、グラフになっておりまして、それぞれの受渡月別でどのくらいあったか。これはごらんのとおりあまり活発ではないんですが、1月、2月、3月は昼間型を中心に、24時間型も多少ございましたけれども、かなりの成約がありました。

今後どうなりそうかという点についてですが、例えば、先日の3月20日に締め切った4月受渡しのものについては成約はありませんでした。

ということで、これからの取引量というのは、一過性のいろいろな要因があった取引量を下回る、もとに戻った取引量になるのではないかと思っております、事業計画もそれに応じて、増えた分だけを考えるのではなくて、もとに戻った分析をして将来の事業計画を考えたいと思っております。

以上でございます。

【金本委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのプレゼンテーションを受けまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

大山先生、どうぞ。

【大山委員】 幾つか質問があるんですけども、まず最初に、やっぱり公平で公正な取引というのが大前提ですけども、先ほどのE S C Jの説明のときには、理事会をどういう構成にするかとか、かなり説明があったんですけども、J E P Xさんのほうでは理事会の構成、どういうふうに考えておられるかということが1点。

それからあとは、事業者から情報を得るのは大変難しいことだと思うんですけども、その辺について今後の展望を、どういう感じかということです。

それから、入札カーブ等のデータの公表ということが可能なかどうかというようなこともちょっと伺いたい点でございます。

それからもう1つだけ。最後に、やはり取引を活発にするためにはE S C Jさんとの連携が大切だと思いますので、そのあたりの何か問題点があればそれも教えていただきたいなど。

ちょっといろいろ伺ってしまいましたけれども。

【法貴事務局長】 はい、わかりました。

最初が理事会の構成でございますね。これは、現状では、理事長と事務局長が一応中立者ということで、残りの8名については取引者ということでございます。中立者のほうを過半にすべきか、あるいはもう少し増やすべきか、これはもう少し議論すべき事柄ではないかと私は思っております。確かに取引者が8割というところは、私の個人的な感想ではございますが、やや多いようには思っておりまして、ここに何らかの形で中立的な方を入れていくことは前向きに検討すべき事柄ではないかと私は思っております。

ただ、今、どういうふうにするかということは、ちょっとここではまだ申し上げられませんが、私の考えは、今、大山先生がおっしゃったような考えの方向としては合っておりますけれども、具体的な施策としてはまだ頭がないというところでございます。

全然中立が入っていないというわけではないので、その辺はご理解いただきたいと思います。

2番目の、取引参加者からの情報提供でございます。これはまず、私が一番必要だと考えておりますのは、送電線の事故と、それに応じた連系されている発電機の停止、そういったものなるべくタイムリーに入ってくるということが、これはかなり取引所としては重要なんですね。そういった情報は、先ほどの、玉出しであるとか、需給逼迫であるとか、それによる価格高騰というようなことの分析の非常に重要な要素ですので、これは今でも公表いただいておりますが、感想としては、もう少し早めかつタイムリーに入ってくる

と、より監視委員会の機能も充実するのではないかと思います。

それから、コストについては、これはなかなか難しい面があると思います。コストを今後全部出せとやる方がいいかどうか、コストはやはり経営マターの経営の中の1つの情報であるというふう取引者は言うておりますし、また実際そうであると思われるので、そこまで出すべきかどうか。

私は、コストについてはやはり公表データが幾つかございますので、そういったものからの推定をやっていくということが、まずは第一歩ではないかと思います。PJMがやっておりますように、すべて出させて、何もかも白地から、マークアップ率であるとか、ラーナー指数を計算するというようなことまで今すぐやるべきかということ、その必要性があるかどうかは疑問です。何か非常に大混乱が起こって、いろいろな問題が生じたようなときには必要あるかもしれませんが、今のような比較的平穏で順調な取引が続いている間にはまだ早いのではないかと考えております。

もう1つは何でしたか。

【大山委員】 データの公表とか、そういうもの。

【法貴事務局長】 データは、取引データについては、やはりこれを分析しているいろいろなという市場挙動があったかというようなことをお調べになっている先生方がたくさんいらっしゃいます。これは経済学分野だけに限らないようございまして、そういった方にいろいろな分析をいただくことは、私ども取引所にとっても大きなプラスになると思います。先ほど申し上げましたように、有料でお金をとっておりますので、その人たちが何で無料で急に出してしまうんだというようなことを、その辺のソフトランディング的な少し移行過程的な工夫が必要だとしても、それを少しずつ例えば安くして行って、いずれは非常に安い額にする、あるいは、今の状態でも何カ月遅れかで情報を出していくというようなことは考えて、そして論文の中でのデータとしてお使いいただけるようなことを考えていってはどうかと。

それから、ビッドカーブについては、ちょっとこれは、ビッドカーブを出している海外取引所は、あったかもしれませんが、それほど多くないと思います。個別のすべてのビッドカーブになるのか、あるいは全体のビッドカーブになるのか、ちょっとこれはあれなんですけれども、そこまでやるかどうかは、これはちょっと、またコストを出すということと、ビッドカーブを出すという、つまり、市場そのものの中身が出ていくということと、個別の取引者のデータが出ていくということがまたちょっと別でございまして、ビッドカーブ

をすべて出すということ自体については、もう少し慎重な議論が必要ではないかと思っております。

【大山委員】 E S C Jとの連携。

【法貴事務局長】 E S C J様とは、非常に密接な関係をとらせていただいております。E S C J様にも、あるいは私どもも時々ミスといいますか、トラブルがあるんですけども、そういったことがあっても、お互いにそれをとにかく早く連絡して、何かトラブルが起こったらそこで次の最善の対応策を講じて、取引やE S C Jの運営に支障がないようにするということをまずやっております。トラブルが起こるのは、これは偶発的な事情ですから仕方がないわけですが、そういった際に適切に処理することをやっていくということが運営の大前提だと思いますが、今のところ比較的うまく連絡をさせていただいているのではないかと思います。

また、週間商品の導入についてもよくご相談いたしまして、無理なく取り入れていただけるように思いますし、また、先ほどからのご説明にありましたようなF Cの段差についても、これはもちろんE S C J様及び関連する皆様のおかげでございますけれども、ようやくここで解消の方向へ向かっているということで、私は今のところ非常によい関係を保っているのではないかと考えております。

【金本委員長】 松村先生、どうぞ。

【松村委員】 市場の監視・検証についてです。厳冬があって価格がポンと上がりました。どこかの発電所にて事故が起こってポンと価格が上がりました。このような価格の急騰があったときに検証しました。その結果は、発電所の事故が原因だったと判明したので問題ありません。予想外の厳冬のため燃料の手当が困難で価格が上がっただけで、おかしなことが起こったわけではなく自然な動きですということを確認しました。こういう検証自体は重要なことだと思うのですが、それだけでは必ずしも十分とはいえません。問題はそういう特別な価格の大きな変動があったとか、そういう大きな変動があったというときだけに起こる可能性があるのではなく、もっと深刻な問題は、この市場で恒常的に価格支配力が行使されているという状況があるか否かで、そのイベントだけを見るということをしたとすれば、絶対見つけられないと問題です。確かに需給逼迫時に一番価格支配力を行使しやすいので、そこを重点的に見るということは合理的だし、時系列的に見て変な動きがあったときには、それは何か理由があるのだろうと考えて検証するのは非常に自然な発想ですが、法貴さんが正しく指摘されたとおり、今の市場は非常に寡占的な市場構造になっ

ているわけですから、恒常的に価格支配力を行使するという可能性、行使していると断言しているわけでは決していないのですが、その可能性が当然あるわけですから、それをきちんと検証する必要があると思います。

だから、そういうイベントだとか、逼迫時だとかの検証は重要なことですが、それだけで十分に検証ができていると考えるのはおかしいのではないかと考えています。

そういう意味で、まだ1年目なので、手探りでやっているのでもうすぐ手が回らないということであれば、それは仕方がないことかもしれませんが、今後もずっとその調子だということだとすると、それが十分な検証といえるのかどうかに関しては、疑問を持っています。

それに関連して、先ほどのコスト情報ということに関して、私は深刻なことだと思っています。まず第一に、そのコストの情報は経営情報だというのは確かにそうだと思います。だから、これを検証した後ですべて公表するなんていうようなことは到底困ると言う主張は理解できなくはありません。でも、経営情報だから、取引所にも出せないと言っているとする、それは取引所の情報管理を一般電気事業者が信用していないということの意味するわけですよね。つまり、それは基本的に検証する人だけのところで見て、外に漏れることはないというようなきちんと情報管理がされているもとでも、経営情報なんだから出せないというのは、何かすごく変な気がします。

取引所の情報管理が信用されていない。しかも、取引所は一般電気事業者さんも含めて参加してつくり上げた、そういうようなものに関して信用していないということを言っているのに近いし、取引所がそれを主張すれば、私たちは信用されていませんから、だから情報を要求しませんと言っているようにも聞こえます。この点については、将来的にももう少しきちんと考えていただきたい。

先ほど、今の段階では求める必要がないのではないかと、何か異常事態が起こって大混乱が起こったとすれば考えるけれども、というご発言があったのですが、私はそれは根本的におかしいと思います。そんな大混乱が起こるような状況だとすると、すごく粗い推定情報でもおかしいことが起こっているということはわかるわけですから、そういうときに本当にそういう正確な情報が必要なのかというと、そうではないと思います。さっきも言ったとおり、恒常的に変なことが起こっていないということを確認するためにこそ必要な情報だと思っています。今のところ平穏に市場が動いているからこの必要性は感じていないというのではなくて、公表されたデータで相当正確にできるから必要ないのだという、そ

う理由ならともかくとして、今混乱が起こっていないからそこまでやる気はありませんでなくて、必要かどうかというのをきちんと検討していただきたいと思います。

以上です。

【金本委員長】 では、よろしくお願いします。

【法貴事務局長】 前から松村先生のお部屋に何度か伺って、1時間以上論戦をやってまいりまして、先生の一貫したお考えを今改めて伺ったわけでございます。

これは岐路がありまして、先ほど申し上げましたように、公表されているデータから類推していくやり方をしばらくはやるのか、それともある程度強制力を持って出させるのかです。私はコスト分析が必要であることは先生のおっしゃることについて全く反論はございません。ただし、それを経営情報だから私としては先ほど申し上げましたようになかなか難しいのではないかと申し上げましたけれども、それは取引所が信用できないから出さないということになるのか、この辺の議論はもう少し詰めたいと考えておりまして、まずは公表されたデータで分析するとしても誤差は多少はあります。ただ、誤差と言いましても、例えば通関統計での燃料費と電力会社で使っている燃料費との差というのは、そんなに大きくないわけでございますし、それに多少効率が違うというようなことがございませぬかもしれませんが、それほど大きな差はないということから類推することはできるのではないかと。ここで全部を出させてしまうということが果たしてよいのかどうか、そこまでやっていただくことがよいのかどうかというのは、つまり、取引所にすべてのコスト情報が集まってくるわけでございます。それが私としてはちょっとそこまでやるのかどうかという、その必要性との兼ね合いにおいてやや疑問に思っております。

ただし、先生がおっしゃるように平穏だから何もやらなくていいとか、そんなことは一切考えておりません。こういうことをやることは、そういう何かがあったとき、さっき大混乱と申しました。大混乱でなくても、小混乱であっても、それなりに応札価格がさっきの例のようにちょっとおかしく、どこか高い値段を出している。これには何らかの事情があるのか、何か高い電力をどこかでつかまされて買って、それで売っているのか、それとも安いだけけれども、それを高くわざと売っているのか、その辺の分析というのは、相手の原価を見ていくことによって判定することができるわけでございますから、そういったことを公表データからトライしてみるのも、まずやってみようかと思います。それでも精度や、あるいはデータ入手の問題があれば、今先生のおっしゃったような仕掛けを考えていきたいと思いますが、これはかなり取引会員等の同意が必要になりまして、事務局で

ざいますからやるとすればまとめる方向で頑張ることになりますけれども、そう簡単に決議が得られるかどうかについては、ちょっとわからない面はございます。

以上です。

【金本委員長】 田中先生、どうぞ。

【田中委員】 今の議論に関連してなんですけれども、コストデータが経営情報であるから求められない、出せない、という考え方について、本当にそれでよいのか再吟味する必要があると思うんです。

それはどういうことかといいますと、市場がとても競争的であれば、わざわざコストのデータを出せという必要はないと思います。ところが、先ほど資料の7ページ真ん中のところで、スポット取引の発電市場において市場占有率の大きな事業者がいると書いてあり、このことの是非を論じるわけではないんですけれども、事実ではございます。つまり、競争的とは必ずしも言えないような可能性がある。非常に大きなシェアを持っている事業者さんがいるというのは事実です。

大きなシェアを持っている事業者がすぐ市場支配力を行使するというふうには断言できないとは認識しております。ただ、大きなシェアを占めているということは、いつか行使をする可能性があるわけで、その危険性というのは常に存在しているということだと思うんです。そういうある意味特殊な状況ということを考えますと、データが経営情報だから出せないという論義を本当にしていいのだろうかというふうに疑問に思っています。

その点では、私はコストデータというのはむしろ開示していくべきと考えます。もちろん開示の仕方というのは別に議論があると思ひまして、取引所できちんと管理するなどの形は必要かとは思ひますけれども、きちんと事業者からコストデータが出てきて、それに基づいたモニタリングというものをきちっとしていく、こういうことも重要だと考えています。

というのは、もしデータが出せない、モニタリングもできないということであると、今の市場構造、非常にシェアの大きい事業者がいる構造を考えると、モニタリングができないで放っておいていいのだろうかという議論になってきます。そういう議論になると、今の市場構造自体を放置して本当に大丈夫なのか、そういう議論にどんどん発展していくと思うんです。別の考え方をすると、むしろデータというのはどんどん出して、本当に変なことは起きていませんということをきちんと検証、モニタリングをしていくという方向性もあるのではないかと思うんです。ですから、むしろ透明性を高めたほうが逆に事

業者にとってもやりやすい環境ということもあり得ますし、コストデータ開示の考え方をきちんと整理する必要があるというふうには感じております。

以上です。

【金本委員長】 時間もありませんし、この辺の検討を今日やるのは難しいと思いますが、コストデータというのを生の形で出すというところは、本当に求められると、燃料を幾らで買っているかというのを出さないといけないという話になりますので、実態上かなり難しいというところがあります。

法貴さんが言われたように、当面は推計ということぐらいかなという気はいたしていますが、ただ、2003年以降、発電所の情報が出なくなったという状況で、かなりその推計も難しくなっているということがあるかなと思います。なかなか難しい問題ですが、喫緊の課題かなという気がいたします。

どちらが先でしたか。武田さんが先でしたか。

【武田取締役】 では、2点ほど述べさせていただきます。

1点目はお願いですが、3ページに求償ルールの見直しについて書かれているのですが、確かにこの求償ルールは見直していただきたい大きな項目の1つであると認識しています。

ただ、この見直しの検討項目として、買い手の実被害額の調査ということで、実被害額に見合ったと求償をとということだと思のですが、先ほどインバランスの話にもありましたとおり、この実被害額には買い手のインバランスを避けるためのコストが入っていないので、その辺も考慮した検討をお願いしたいですし、もう少し幅広にほかの方法がないかどうかの検討もお願いしたいと思います。

それからもう1点ですが、市場分断の状況について15ページにその回数と要因が書かれていますけれども、昨年の電気事業分科会で、関根先生から、市場分断で出てきている値差の収入をどうするのですかという質問に対して、今は積み立てているけれども、どう処理するかは今年度中に決めたいという回答をされていたかと思うのですが、その処理の仕方について、今どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

【法貴事務局長】 最初のPPS側が負担するコスト、これはヒドゥンコストと申しますか、要するに、支払い以外に発電機を燃料を入れて起動して炊き増すということがあるわけです。そういったことについてのコストも入れた分析をすべきだと思います。これは当然のことでございます。かかるコストをすべて入れて、そしてどのぐらいの被害額があるかということ进行分析するのが、これは当然の分析の方法だと思っております。

それで、その分析もやっていただくときに、おっしゃるとおりですけれども、その辺のどのぐらいの被害があるかという計算も、できればご協力いただけるとありがたいと思いますので、済みませんがよろしくお願ひいたします。

それから、この市場分断について、会計上の処理の問題でございますが、これは、今、決算を3月で締めまして、4月、5月で決算作業を行います。その時点でどのような取り扱いをするかということ、私どもの雇っております税理士、それから監査法人のある会社、さらには顧問弁護士もおりますので、そういった方々でご相談して決めていきたいと思っております。かなりの多額でございます。これは間違いはないんですが、それをどういうふうにやっていくかということについては、その観点としては、取引者の皆さん、それから社員の皆さんにとって最も今後プラスになるように、メリットがあるようにというふうな考え方で処理していくのがいいと思っております、それをこれから皆さんのご意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

【金本委員長】 済みません、もう時間も超過してしまして、手短にお願ひいたします。

【寺本事務局長】 手短に。松村先生と田中先生の件でございます。

先ほど、金本先生におまとめいただいたとおりでと思ふんですけれども、検証については、私どもの発電所、どこにどういう発電所があり、そこでどういう燃料を燃やしているか、その燃料価格が現在どういう価格がついているかというのは、すべてわかるわけでございます。そういうところから原価というものは十分類推できるというのは、先ほど法貴事務局長が申し上げたとおりでと思ひます。

それに照らして、本当に大きく逸脱しているかどうかということだと私ども思ひまして、明らかにそのような疑いが出たような事例があれば、そのときには私ども、その原因となった社が説明責任を果たすということではないかなと理解しております。

【金本委員長】 まだ2003年以降のやつがないという状況のようでありますので…。

【法貴事務局長】 2003年以後はデータがないということですか。

【金本委員長】 ええ、まだ公表されてはいないということですので、公表していただけるとより分析は完璧になるかなと。二、三百万、かなりの量に関する発電所の情報が、2003年以前と同じような格好ではまだないということのようです。

【法貴事務局長】 そうですか。

【金本委員長】 済みません、時間も超過しておりますが、何か特にございませうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本日の小委員会は、委員の方々からいただきましたご意見は今後の検討に参考にさせていただくということで進めます。

最後に、事務局からスケジュールをお願いします。

【片山電力市場整備課長】 次回以降のスケジュールでございますけれども、お手元の資料5に今後のスケジュールについてというのをお配りしております。

今回は4月24日月曜日でございます、ここで報告書の骨子をご審議いただければというふうに考えております。

また、その次が5月22日の月曜日で、ここで4月のご議論の結果にもよるかと思えますけれども、報告書の取りまとめのご審議をいただければというふうに予定をしております。

【金本委員長】 それでは、お忙しい中どうもありがとうございました。これで閉会をさせていただきます。

了